

事業コード	1010103	政策コード	18	政策名	経済雇用対策																																									
事業名	秋田県雇用創出緊急対策事業	施策コード	01	施策名	経済雇用対策																																									
		指標コード	01	施策目標(指標)名	経済雇用対策																																									
部局名	産業労働部	課室名	雇用労働政策課	班名	就業支援班																																									
				(tel)	2336																																									
				担当課長名	保坂 伸																																									
				担当者名	佐藤 昭																																									
評 価 対 象 事 業 の 内 容																																														
事業年度 平成23年度 ~ 平成25年度																																														
<p>1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか) いわゆるリーマンショック後の厳しい雇用情勢が続くなか、県では職員給与削減により財源を捻出するなど経済雇用対策に注力しており、国の緊急雇用創出基金を活用した失業者向け雇用対策についても一層の推進を図るため、県独自事業の実施により国基金事業を補完し、地域における雇用の受け皿を拡大していく取組が必要であった。</p>			<p>5. 前回評価における指摘事項等</p> <p>指摘事項</p>																																											
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点 事業を開始した平成23年の県内有効求人倍率(秋田労働局発表)は0.57であったが、その後県内の雇用情勢は持ち直す傾向にあり、事業終了年度の平成25年度には0.76まで改善した。</p>			<p>指摘事項への対応</p>																																											
<p>2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの) 満足度を把握した対象 受益者 一般県民(時期: H26年 04月) 満足度の把握方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に) 満足度の状況</p>			<p>6. 事業の内容 事業概要及び推進状況</p> <p>県・市町村の委託事業を受託した民間事業者に対して、次の経費を委託費に上乗せすることができる。</p> <p>間接経費 ・委託事業費の実費の5%の範囲内で、一般管理費の経費を上乗せする。 雇用期間延長 ・雇業者の雇用期間が国基金事業の上限(12ヶ月)を超える場合でも引き続き雇用のうえ事業を円滑に実施できるよう、超過期間分の経費を上乗せする。</p>																																											
<p>3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか) 緊急雇用基金を活用した県・市町村の委託事業の積極的な実施を促進し、雇用された失業者の事業終了後の継続雇用など民間部門における雇用の円滑な拡大につなげる。</p>			<p>事業費等 単位(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内 訳</th> <th>当初計画事業費</th> <th>最終事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">秋田県雇用創出緊急対策事業</td> <td>341,198</td> <td>314,485</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費計</td> <td>341,198</td> <td>314,485</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫補助金</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>県債</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>341,198</td> <td>314,485</td> </tr> </tbody> </table>			内 訳		当初計画事業費	最終事業費	秋田県雇用創出緊急対策事業		341,198	314,485																	事業費計		341,198	314,485	財源内訳	国庫補助金			県債			その他			一般財源	341,198	314,485
内 訳		当初計画事業費	最終事業費																																											
秋田県雇用創出緊急対策事業		341,198	314,485																																											
事業費計		341,198	314,485																																											
財源内訳	国庫補助金																																													
	県債																																													
	その他																																													
	一般財源	341,198	314,485																																											
<p>4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 民間企業、NPO法人等 達成のための手段 緊急雇用基金を活用した県・市町村による民間企業、NPO法人等への委託事業において、委託費に一般管理費の経費等の上乗せを行い受託側へのインセンティブを付与し、民間部門における積極的な事業の受託を通じた失業者の雇用及び継続雇用等につなげる。</p>			<p>当初計画及び最終の事業費比較</p> <p style="text-align: right;">最終事業費 / 当初計画事業費 =(92.2)</p>																																											

7. 事業の効果及び課題の改善状況
 緊急雇用基金を活用した県・市町村事業での新規雇用者のうち、委託事業における事業終了後の継続雇用者の比率は事業開始した平成23年度6.5%(256人/3,939人)から、平成24年度11.0%(245人/2,235人)、平成25年度20.5%(352人/1,717人)と向上しており、県内雇用情勢の持ち直しという背景のなかで、雇用拡大への着実な底上げ効果があったものと評価できる。

8. 事業の効果을把握するための手法及び効果の見込み

指標名	緊急雇用基金事業での新規雇用者のうち委託事業による継続雇用者の比率								指標の種類
指標式	緊急雇用基金事業での委託事業による継続雇用者数 / 新規雇用者総数								成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体	
目標a					5	10	15	10	
実績b					6.5	11	20.5	10.8	
b/a					130%	110%	136.7%	108%	
データ等の出典	事業終了後の委託事業者からの実績報告(雇用労働政策課まとめ)								
把握する時期	当該年度中		月	翌年度	04月	翌々年度	月		

指標名									指標の種類
指標式									成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体	
目標a									
実績b									
a/b									
データ等の出典									
把握する時期	当該年度中		月	翌年度	月	翌々年度	月		

指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来なかった理由
 成果(見込まれる効果)

所管課の評価				評価結果
有効性の観点	住民満足度の状況 a b c 【b又はcの場合の分析】 新規雇用者の継続雇用の状況を把握し、事業の成果を分析している。			A B C
	事業の効果 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【b又はcの場合の理由】			
	事業の経済性の妥当性 適用の可否 可 不可 a 1.0~ b 0.8~1.0 c ~0.8 $\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] / \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] = 1.17$ 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】			
効率性の観点	A (妥当性が高い) B (概ね妥当である) C (妥当性が低い)			評価結果 A 1.0~ B 0.8~ 1.0 C ~0.8
	厳しい雇用情勢のなか、職員給与の削減及び当該財源により県独自に経済雇用対策を強化するための取組の一環として一定の効果があったものとする。			
総合評価	評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)			政策評価委員会意見

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	0		A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	2		1次 2次	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
計			4	2	B		
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	2		A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0				
	計			2	2	A	

(注) 事業経済性の算定式

$$\left(\frac{\text{事業終了後の効果} / \text{最終事業費}}{\text{当初計画時の効果} / \text{当初計画時事業費}} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B	
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		